

判定依頼と判定期間

構造計算適合性判定は、建築主からの申請に基づき、都道府県知事又は指定構造計算適合性判定機関が実施することとなります。

また、構造計算適合性判定を求められた際には、14日以内にその判定結果の通知書を、建築主に交付しなければならないと定められております。ただし、一定の合理的な理由がある場合には、35日の範囲内で、期間を延長することとなっております。

なお、図書に軽微な不備がある場合や追加説明が必要な場合には、設計者に通知し、図書の補正や追加説明書の提出をお願いします。この場合の図書の補正、説明書提出に要する日数は、判定の期間に含まれません。